

五所川原市公民館利用の手引き

五所川原市中央公民館

電話 0173-35-6056

Fax 0173-35-6058

E mail kouminkan@city.goshogawara.lg.jp

金木公民館

電話 0173-53-3581

Fax 0173-53-2474

E mail kouminkan2@city.goshogawara.lg.jp

五所川原市には、2館の公民館があります。

市民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進等に寄与することを目的にしています。

1 公民館の利用について

公民館の施設及び設備の利用については、使用する日の当月1日を起算日として前3ヶ月前から使用する日の5日前までに直接施設にお申し込みください。

2 使用の取り消しについて

使用許可の取り消しを受けようとするものは、速やかに教育委員会に申し出てください。

3 開館時間

9:00～22:00

4 休館日

年末年始（12月28日～1月4日）、臨時休館（施設メンテナンス、災害発生時）

5 使用料金

（1）五所川原市中央公民館

単位：円

階	室名	使用時間区分	午前9時から午後5時まで (1時間当たり)	午後5時から午後10時まで (1時間当たり)
1階	大ホール		1,250	1,490
	和室(1)		360	420
	和室(2)		360	420
2階	第1会議室		890	1,070
	第2会議室		530	640
	第3会議室		710	850
	第4会議室		530	640
	サークル室		530	640
	視聴覚室		890	1,070
	工芸室		710	850
3階	音楽室		530	640
	第1研修室(大広間)		1,810	2,170
	第2研修室		360	420
	第3研修室		360	420
	作法室		360	420
	調理実習室		710	850

備考

①冷暖房を使用する場合は、次により冷暖房料を徴収します。ただし、冷暖房の使用時間は冷暖房器具の実際の運転時間をもって算定し、当該運転時間に1時間未満の端数が生じたときは1時間とみなす。

ア ボイラー使用の場合 1時間当たり大ホール及び第1研修室(大広間)については1,980円、視

聴覚室、第1会議室及び調理実習室については660円、その他の室については390円

イ 石油ストーブ使用の場合 小型ストーブについては1個につき1時間当たり260円、大型ストーブについては1個につき1時間当たり520円

ウ エアコンディショナー使用の場合 1時間当たり第1研修室（大広間）については250円、第1会議室については130円、第3会議室及び和室については60円

②調理実習室を使用する場合において、ガスコンロを使用するときはガスコンロ1台につき330円、水道を使用するときは550円をそれぞれ徴収します。

③備付の座布団及びテーブルクロスを使用するときは、洗濯料として実費を徴収します。

④第1研修室（大広間）を仕切り、その一方のみを使用する場合の使用料は、同室を全部使用する場合の使用料の半額となります。

(2) 金木公民館

単位：円

階	室名	使用時間区分	
		午前9時から午後5時まで (1時間当たり)	午後5時から午後10時まで (1時間当たり)
1階	大会議室（和室）	630	750
	小会議室（和室）	390	460
	大ホール	880	1,050
	調理室	390	460
	住民室	390	460
2階	研修室	390	460
	講習室	390	460
	視聴覚室	390	460

備考

①冷暖房を使用する場合は、次により冷暖房料を徴収します。ただし、冷暖房の使用時間は冷暖房器具の実際の運転時間をもって算定し、当該運転時間に1時間未満の端数が生じたときは1時間とみなす。

ア ボイラー使用の場合 1時間当たり2,140円

イ 石油ストーブ使用の場合 小型ストーブについては1個につき1時間当たり260円、大型ストーブについては1個につき1時間当たり520円

ウ エアコンディショナー使用の場合 1時間当たり大ホールについては500円、大会議室（和室）については250円、小会議室（和室）及び住民室については130円

②調理室を使用する場合において、ガスコンロを使用するときはガスコンロ1台につき330円、水道を使用するときは550円をそれぞれ徴収します。

③備付の座布団及びテーブルクロスを使用するときは、洗濯料として実費を徴収します。

6 使用料の免除基準

次のいずれかに該当する場合、使用料が免除となります。

※免除を受けるには、所定の手続きが必要な場合がありますので、中央公民館へお問い合わせください。

(1) 市内の社会教育団体

ア 生涯学習（北辰大学等）

イ 視聴覚教育

ウ 少年団体（子ども会、スポーツ少年団、少年スポーツクラブ等）

エ 青年団体（青年団、奉仕活動青年団等）

オ 女性団体（婦人会等）

カ 成人団体（文化、文芸、芸術、音楽及び体育協会、スポーツ団体（軽スポーツ以外の運動を大ホールで行う団体を除く。）まちづくり団体、青少年育成団体、PTA団体等）

キ 五所川原市文化振興会議加入団体、金木文化団体協議会加入団体及び市浦ふるさとまつり参加団体

ク 公民館主催の教室からサークルへ移行した団体

ケ 県民カレッジ（学友会）

(2) 市内の社会福祉団体

ア 母子団体、母子寡婦福祉会等

イ 老人クラブ（連合会含む）

ウ 子育て支援団体

エ ボランティア団体

オ 障害者会

カ 遺族会

(3) その他

ア 市（一部事務組合を含む。）

イ 県内市町村（社会教育事業に使用する場合に限る。）

ウ 市内の自治会及び町内会等

エ 市内及び西北管内の小学校、中学校及び高等学校が教育、研究活動のため使用する場合（特別な理由による単独校の文化活動を含む。）

オ 青森県教育委員会（当該団体が所管する業務に使用する場合に限る。）

7 使用の制限

(1) 会社等の場合

許可する場合

ア 社員研修等、会社の社員対象の会議等（労働組合等の活動を含む。）

イ 会社等の使用であっても、公共的な目的をもった使用（珠算等の検定試験など）

ウ 社員募集の面接（試験）会場等

使用を許可しない場合

ア 商品説明会、展示会等

イ 商品販売の可能性が考えられる場合

ウ 展示そのものが商品・会社の宣伝となる場合

（「販売行為をしない」と申請しても使用不可）

(2) 市民の学習活動等の場合

公民館は、地域のみなさんがコミュニティ活動や生涯学習活動を行う場です。

「営利行為」での使用はできない。

※「営利行為」とは

ア 講師自ら、グループ会員から月謝として指導料等を徴収する場合

イ 会費（月謝）が高額など実質的に「習い事教室」と判断できる場合

（例）公民館で段位の認定、雅号授与の「個人レッスン」、自宅などで教室を開催している講座の指導の一環など

ウ 講演会等において聴講者から会費等を徴収する場合

(3) 政党・政治団体等の使用基準

使用を許可する場合

ア 政党・政治団体の構成員の部内研修

イ 後援会（個人、政党）の総会や集い

ウ 国政・県政・市政報告会、政党・政治団体の講演会

エ 選挙期間中における公職選挙法に規定された個人・政党・政治団体演説会

使用を許可しない場合

ア 特定の政党の利害に関わる活動・事業等

イ 特定の候補者を支持する活動・事業等

ウ その他公民館の政治的中立性に対する市民の信頼を害するような政治的活動と認められる場合

(4) 宗教団体に関する使用基準

使用を許可する場合

宗教団体内部の会議や宗教団体会員だけの講演会・学習会

使用を許可しない場合

ア 特定の宗教を支持する活動・事業等

イ 特定の宗教の儀式又はその布教若しくは勧誘を伴う活動と認められる場合

ウ その他公民館の政治的中立性に対する市民の信頼を害するような宗教的活動と認められる場合

(5) 施設管理・運営上からの使用基準

使用を許可する場合

室における飲食は許可します。ただし、飲食や調理に伴って発生するごみ等は必ず持ち帰ってください。

使用を許可しない場合

ア 大きな音等により他の利用者に迷惑をかけることが予測される場合

イ 施設を汚したり破損することが予測される場合

その他

公民館の建物内は、全面禁煙です。喫煙は所定の場所で行ってください。

8 その他

五所川原市公民館設置条例では、「公民館の業務上支障があると認めるときは、使用を許可しない」と規定しています。この規定の運用については、利用内容を十分把握の上、「使用の可否」を決定させていただきます。